

制限付き一般競争入札実施要領

1 入札に付する事項

- (1) 件名 東大阪市制施行 60 周年記念冊子作成業務委託
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 委託期間 令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 1 月 31 日まで
- (4) 委託場所 東大阪市内
- (5) 入札金額 東大阪市制施行 60 周年記念冊子作成業務委託料
(消費税及び地方消費税の額を含む)
- (6) 仕様書等 広報課ウェブサイトへ掲載する。

2 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号
東大阪市役所 10 階 市長公室広報広聴室広報課
- (2) 日時 令和 8 年 6 月 5 日 (金) 午後 3 時

3 入札に参加する者に必要な資格

入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 令和 6 年・7 年・8 年度東大阪市入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されており、業種・種目「002-01（印刷—一般印刷）」を希望していること。
- (2) 東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外措置中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

4 スケジュール

項目	日程	手続の方法	詳細
質疑受付	令和 8 年 6 月 5 日 (金) から令和 8 年 6 月 12 日 (金) 午後 5 時 30 分まで	広報課へメール	5 を参照
入札参加資格審査申請	令和 8 年 6 月 5 日 (金) から令和 8 年 6 月 18 日 (木) 午後 5 時 30 分まで	原則、広報課へ持参	6 を参照
入札参加の辞退	令和 8 年 6 月 26 日 (金) 入札開始まで	電話にて広報課に連絡	6 を参照
入札	令和 8 年 6 月 26 日 (金) 午前 9 時～午前 11 時	市役所 10 階 広報課	7 を参照
開札	令和 8 年 6 月 26 日 (金) 午前 11 時 30 分から	市役所別館 2 階 第 1 入札室	7 を参照

5 質疑受付について

入札参加を希望するものが質疑を行う場合は、入札参加者名を特定できる内容を記載しないうえで、質疑書（ウェブサイトからダウンロードすることができる）により市長公室広報広聴室広報課までメール（koho@city.higashiosaka.lg.jp）にて令和 8 年 6 月 12 日（金）午後 5 時 30 分までに送信すること。

なお、質疑に対する回答については、令和 8 年 6 月 22 日（月）までに広報課ウェブサイト（入札・契約情報(結果など)）において回答するものとする。

※入札・契約情報(<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/19-3-1-4-0.html>)

6 入札参加資格審査申請に関する事項

- (1) 入札参加資格審査申請の必要書類について

入札参加を希望するものは、次の書類を提出し、入札参加の資格審査を受けなければならない。

番号	書類の名称	様式
1	一般競争入札参加申請書	様式 1 *押印の省略が可能
2	一般競争入札参加確認通知書	様式 2
3	受付票	様式 3
4	760 円分の切手を貼った長 3 号封筒 (速達の簡易書留)	入札参加確認通知書などの返信用封筒に使用しますので、宛名を記入しておいてください。

※各様式については、ウェブサイトよりダウンロードすること。

※様式 1 の押印を省略する場合は、真正性の担保が必要であるため「16 問い合わせ先」に記載の電話番号に事前に連絡をすること。

(2) 入札参加資格審査申請の場所及び日時

ア 申請場所 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

東大阪市役所 10 階 市長公室広報広聴室広報課

イ 申請日時 令和 8 年 6 月 5 日 (金) から令和 8 年 6 月 18 日 (木) まで (本市の閉庁日は除く。) の午前 9 時から正午まで及び午後 0 時 45 分から午後 5 時 30 分まで (期限厳守)

ウ 提出方法 申請来庁日時を「16 問い合わせ先」に記載の電話番号に事前連絡したうえで、広報課まで持参すること (特別な事情により郵送での提出も可)。

(3) 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格審査申請に係る提出書類により入札参加資格を審査し、その結果を令和 8 年 6 月 22 日 (月) までに通知する。

(4) 入札参加資格を認めなかった理由の説明に関する事項

ア 入札参加資格の審査の結果、入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができる。

イ 前号の説明を求める場合は、令和 8 年 6 月 23 日 (火) までに市長公室広報広聴室広報課まで書面を持参し提出、または発送記録が確認できる方法で送付しなければならない。

ウ 説明の求めがあった時は、令和 8 年 6 月 25 日 (木) までに書面により回答する。

(5) 入札参加の辞退

入札参加資格審査申請の書類を提出後、入札の参加を辞退する場合は、令和 8 年 6 月 26 日 (金) の午前 9 時までに電話にて広報課に連絡の上、入札辞退届を提出すること。(様式については、ウェブサイトよりダウンロードすること。)

7 入札及び開札の場所及び日時等

(1) 場所 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

東大阪市役所 10 階 広報課

(2) 日時 令和 8 年 6 月 26 日 (金) 午前 9 時～午前 11 時

(3) 開札は、午前 11 時 15 分から、市役所別館 2 階 第 1 入札室で行う。

(4) 予定価格以内での入札が無い時は、同日午後 1 時～2 時に市役所 10 階 広報課で再度の入札を行い、午後 2 時 15 分より市役所別館 2 階 第 1 入札室で開札を行う。

なお、再度の入札の回数は 1 回とし、その結果落札者がいない場合、入札は取りやめとする。

8 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止となった者

(2) 入札参加資格審査申請期間から入札日までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外となった者

(3) 入札参加資格審査申請期間に申請しなかった者

(4) 入札に参加することが適正でないと決定された者

9 入札保証金に関する事項

東大阪市財務規則第 96 条第 2 号の規定により免除する。

10 入札の無効に関する事項

東大阪市財務規則第 102 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

11 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、東大阪市制施行 60 周年記念冊子作成業務委託料（消費税及び地方消費税の額を含む）を算用数字を用いて記入し、金額の冒頭には必ず¥マークを記入すること。
- (2) 入札者は、入札済みの入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
（入札書は、市役所 10 階広報課に用意してある入札箱に投函すること。）
- (3) 入札用紙は必ず交付した規定の用紙に限ること。
（件名、金額、日付の間違い及び訂正、追記、挿入、押印洩れ等は、無効となるので注意すること。）
※入札書は入札参加確認通知書送付の際、同封する。
- (4) 代理人により届出されている使用印鑑以外の印鑑を用いて入札される場合は、入札時、委任状を提出しなければならない。
委任状には次に掲げるものを記載し、届出されている使用印鑑及び入札時に代理人が使用する印鑑を押印すること。ただし、届出されている印鑑を入札書に押印する場合、委任状は不要。
 - ①入札日及び件名
 - ②届出の商号又は名称及び所在地
 - ③代表者又は受任者（支店等で届出されている場合）の職及び氏名
 - ④代理人の氏名

12 落札者決定方法

- (1) 落札者の決定は本市予定価格以内の最低額をもって入札した者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が 2 者以上の場合は、クジにより落札者を決定する。

13 契約事項

- (1) 落札決定後、東大阪市財務規則第 111 条の規定により契約書を作成する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 3 に相当する額以上とする。（1 円未満の金額は、1 円に切り上げ）
但し、以下に該当する場合は、契約保証金を免除とする。
 - ① 東大阪市財務規則第 117 条第 1 号の規定により履行保証保険に加入する場合。
 - ② 契約金額が 500 万円未満の場合。

14 支払事項

請求のあった日から 30 日以内に支払うものとする。

15 その他

- (1) 地方自治法及び同法施行令、その他関係法令に則ること。
- (2) 東大阪市財務規則を遵守すること。
- (3) 次のいずれかの関係に該当する者同士の入札参加は認めない。
 - ① 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の者
 - ③ 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
 - ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

16 問合せ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

東大阪市市長公室広報広聴室広報課 TEL 06-4309-3102 （担当：稲田、山本）

メールアドレス koho@city.higashiosaka.lg.jp

広報課ウェブサイトアドレス

https://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/40-1-0-0-0_51.html